

令和4年度第1回流山市福祉有償運送運営協議会 会議録

1 日時 令和4年10月13日(木)
午後1時30分～4時00分

2 場所 流山市ケアセンター4階 第2研修室

3 出席委員

三木委員 吉田委員 池田委員 奥野委員 福森委員 鈴木委員
武藤委員 川野委員 坂井委員 伊原委員 石野委員

4 市出席職員

宮澤健康福祉部次長兼障害者支援課長
杉崎社会福祉課長補佐 木村高齢者支援課長 時田高齢者支援課長補佐
橋本介護支援課長 秋元児童発達支援センター所長
板林健康増進課新型コロナウイルスワクチン接種担当室長
高梨まちづくり推進課交通計画推進室長

事務局(社会福祉課健康福祉政策室)
中川社会福祉課健康福祉政策室長

5 傍聴者
なし

6 議題等

- (1) 正副会長の選出
- (2) 流山市における福祉有償運送の必要性の協議について
- (3) 外出支援サービス実施に係る利用料の徴収の協議について
- (4) 福祉有償運送事業者の更新登録の協議について(5事業者)
- (5) その他

7 議事録

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

只今から、令和4年度第1回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます、社会福祉課健康福祉政策室の中川と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

年度当初の協議会にあたり、伊原健康福祉部長からご挨拶申し上げます。部長
よろしくお願いたします。

(伊原健康福祉部長)

<あいさつ>

(中川健康福祉政策室長)

続きまして、改めて委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

<委員紹介>

次に、本日出席している健康福祉部の職員を紹介いたします。

<職員紹介>

本日は議事録作成のため、録音させていただいておりますのでご承知おきいた
だきますようお願いします。

それでは、本日の議事に入らせて頂きたいと思ひます。

議事の進行につきましては、流山市福祉有償運送運営協議会設置要領第7条
第1項の規定により、会長が会議の議長になることになっておりますが、委員
の改選に伴い会長が不在ですので、伊原健康福祉部長が仮議長を務めさせて頂
きます。よろしくお願いたします。

(仮議長：伊原健康福祉部長)

ご指名がありましたので、仮議長を務めさせていただきます。

<伊原部長が議長席に移動>

会議に入る前に委員の皆様にご報告いたします。

本日の出席委員は10名です。委員の半数以上の出席がありますので、運営協
議会設置要領第7条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報
告します。なお、協議会設置要領につきましては、昨年改正してありまして新し
い要領に基づき、10名の方に委任しています。また、運営協議会設置要領第7
条第3項により、協議会の議事は運輸支局または、その指名する職員 流山市健
康福祉部長及び流山市まちづくり推進部長を除く出席委員の過半数で決定し、可
否同数の場合は議長が決定するとなっておりますことをご承知おきください。

それでは、議題に入らせて頂きます。

最初に正副会長の選出についてですが、会長につきましては、運営協議会設置要領第6条第1項の規定により、「委員の中から互選する」ことになっております。いかがいたしましょうか。

(三木委員)

会長につきましては、運営協議会設置当初から学識経験者の方に会長をやって頂いていたと伺っておりますので、今回も学識経験者として選任されています江戸川学園おおたかの森専門学校選任教員の福森委員を推薦いたします。

(仮議長：伊原健康福祉部長)

福森様のご推薦がありました。他にいかがでしょうか。

(各委員)

<他の推薦なし>

(仮議長：伊原健康福祉部長)

他にないようですので、福森様にご異議のない方は挙手をお願いします

<賛成6名 反対0名>

挙手、全員ですので、福森様を会長とすることに決定いたしました。福森様よろしくをお願いします。

それでは、会長が決まりましたので、議長を交代いたします。

<福森会長が議長席へ移動、伊原部長は委員席へ移動>

(議長：福森会長)

只今、委員の皆様からご推挙によりまして、会長の指名を頂きました福森でございます。よろしくお願い致します。

流山市の福祉有償運送につきましては、令和4年3月末現在で6の事業者がサービスを提供しており、545人の利用者がいると聞いております。

福祉有償運送運営協議会は、福祉有償運送の申請に関わる事項について協議するための機関ですが、併せて輸送の安全確保及び旅客のサービス向上について協議することが求められます。協議にあたっては、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

ありがとうございました。これからは、福森会長に議事進行をお願いします。

(議長：福森会長)

それでは、議事進行を務めさせていただきます。

次に、副会長についてですが、運営協議会設置要領第6条第3項の規定では、「副会長は、あらかじめ会長が指名し、会長を補佐するとともに会長に事故あるときは、その職務を代理する」となっていますが、差し支えなければ、前回副会長をされてらした奥野委員にお願いしたいと思いますが、奥野委員いかがでしょうか。

(奥野委員)

お受けいたします。よろしく申し上げます。

(議長：福森会長)

引き続き議事を進めさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

議題2のご説明のまえに、ご報告がございます。

本日の議題の中で福祉有償運送事業者の更新登録を協議頂く際、申請事業者の関係者は審議に加わることはできませんので三木委員は市民助け合いネットの更新登録の協議には参加できません。

その場合、運営協議会設置要領第7条第4項の規定では、当該委員に代えて、他の福祉有償運送事業者の代表又はその指名する方を委員として議事を行うものとする定められております。当該規定確認不測の為、委員の皆様には参加可否の意見を承ったところなのですが、皆様に誤ったご案内をしてしまい申し訳ございませんでした。

(議長：福森会長)

只今、事務局から報告がありました。今後こうしたミスのないよう、事務局は厳重に注意の上、協議会の運営を行っていただくようお願いいたします。

それでは、市民助け合いネットの更新登録について、三木委員の代理についてですが事務局から提案はありますでしょうか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

本日、代理として流山ユー・アイネットの戸辺様にお願いしたいと考えています。

(議長：福森会長)

事務局から、流山ユー・アイネットの戸辺様の推薦をいただきました。委員の皆様にお諮りしたいと思います。ご意見等ありますでしょうか。

(鈴木委員)

助け合いネットの審査の時だけ代わるということですね。会議の流れ等わかっていないのではないのでしょうか。会議の流れを理解していないと、どうなのだろうかと思います。

(議長：福森会長)

その点につきまして、事務局からご意見ございますか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

福祉有償運送の代表でお越しいただいていますので、鈴木委員がおっしゃる以前からの流れがというような部分はあるかとは思いますが、助け合いネットの協議の中で出たご意見に対して、福祉有償の代表者としてのご意見をいただくことは必要であると考えています。いかがでしょうか。

(鈴木委員)

時間がないので、今日はよいと思いますが、ガイドラインでは、事業者が1社は入るとなっています。ただ、他市を見ますと事業者は委員に選ばれていません。こういった弊害が起こると思うのです。自身の審査の時に1票減ってしまう弊害が起こると思いますので、然るべきタイミングが来れば逆に事業者は外れてもらって、NPOを束ねる団体の責任者の方や組織の代表の方に委員になってもらったほうがよいと思います。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

本協議会は3年ごとにやっていくので、今後、どのような形がいいのか検討していきたいと思います。

(議長：福森会長)

他になれば、採決を行いたいと思います。なお運営協議会設置要領第7条第3項により、協議会の議事は伊原委員、石野委員を除く過半数で決定します。可否同数の場合は、議長が決定するものとします。承認の方は、挙手をお願いいたします。

<賛成4名 反対2名>

挙手4名ということで、過半数を超えているので、認めて進めていきたいと思
います。引き続き事務局から説明をお願いいたします。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

本日の資料の確認をさせていただきます。

<資料の確認>

(議長：福森会長)

本日は千葉運輸支局の川野委員から道路運送法施行規則改正に係る資料をご提
供いただいております。川野委員よろしければ簡単にご説明をお願いしてもよろ
しいでしょうか。

(川野委員)

千葉運輸支局の川野です。よろしく申し上げます。今からご説明するのは、議
題の「必要性」とは若干異なりますが、今回道路運送法の施行規則が、今年度 10
月1日から改正されました。そこのご説明を簡単にいたします。基本的には、自
家用有償運送事業者様向けのものになっております。こちらの両面の資料をご覧
ください。現在、自家用有償旅客運送者は乗車定員が11名以上の車両を1台持つ
ている方、または乗車定員が10人以下の自家用車持ち込みを含めて、5両以上
の車両を持っている事業者においては、道路交通法に基づく安全運転管理者及び
道路運送法に基づく運行管理の責任者それぞれの責任が義務付けられているとこ
ろです。今回道路交通法の改正に伴いまして安全運転管理者の選任の義務付けが
対象から外れました。これまでは、それぞれの法律に基づいて選任されていたと
ころが、道路運送法に基づく運行管理の責任者のみの選任が義務付けられた形に
なります。安全運転管理者が選任の対象から外れた代わりに、道路法に基づく運
行管理の責任者においてやっていただくことが追加された内容になっております。
改正の内容につきましては、後ろ面をご覧ください。その責任者の方になってい
ただく内容としまして、3点ございます。流山市内で乗車定員10名以下5両以上
の車両を持っている事業者は4者いらっしゃると把握していますが、その事業
者の中で専任されている運行管理の責任者におきましては、まず1番目運行管理
に関する講習を定期的に受けてく形になります。運行管理に関する講習は、自動
車事故対策機構であったり、教習所等で行っています。運行管理者に向けた一般
講習を受けていただく形になっております。

2つ目において、運行管理者の責任においてやっていただく業務として、こち
らのアからエまでの4点が追加されました。

3つ目ですが、実際乗務される運転者に対して有効なアルコールチェッカーを使って乗務前・後に運転者に対して酒気帯びのチェックと、使用するアルコール検知機を常時有効に所持している状態にしておいてください。

以上3点が改正事項となっています。本年の10月1日から施行されています。ただ、3つ目のアルコール検知器は、なかなか手に入らない状況が続いているところがございますので、この規定については、当分の間は適用しないという定義になっています。もちろんアルコールチェッカーを持っているという事業者においては積極的に活用していただきたいと思います。詳細につきましては、ご質問等あれば受け付けますし、お問い合わせください。

最期に福祉有償運送の登録に関する更新書類について簡単にお話します。これまで、例えば更新の申請にあたって旅客の区分に精神障害者の方を加える場合には、実際に精神障害者の方が旅客の対象となっていないと申請できなかったのですが、こういった運営協議会等で協議が整えば、申請日の段階で対象者がいなくても、区分に加えて申請することができるようになりました。以上でございます。

(議長：福森会長)

川野委員ありがとうございました。只今、事務局と川野委員から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問を頂きたいと思います。

(鈴木委員)

4ページの、今まで福祉タクシー利用状況ですが、今まで福祉タクシー利用状況なんですけど、令和3年度で交付者数が1,300人。で、下を見ますと、交付枚数が一人一カ月6枚。年間で72枚。そうしますと、年間1,300人ですから市場に出回る枚数が9万枚ぐらいだと思います。でも実際に使われているのか、3万枚くらいしかない。これは市で予算組んで割には非常に利用率が低くて、もったいないなと思いますが、今後利用率を上げるような取り組みはやらないのでしょうか。

(議長：福森会長)

ありがとうございました。以上の点につきまして、何かございましたら、お願いいたします。

(宮澤障害者支援課長)

障害者支援課の宮澤と申します。確かに、交付枚数に比べて利用枚数が少ない・利用率が悪いというのは、担当課としても、把握しているのですが、我々の分析といたしまして、対象となる方は、タクシー券かガソリン券を選択できるようになってます。

タクシー券を選択した場合に、タクシー券の利用をしなくても、損はしないような制度設計になっておりますので、そもそも外出機会が少ない方については利用されないかもしれないと分析しております。利用率を上げるとなると、例えば、割引の金額としては 720 円とありますけれども、金額を変えようか、距離をのばそうかとか、そこは皆さまの声を聞きながら、できるかぎり利用が進むような制度にしたいなと思っております。

(議長：福森会長)

他に皆様方からご意見、ご質問ございませんでしょうか。なければ、流山市における福祉有償運送の必要性の協議について、採決を取らせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。それでは、採決を行いたいと思っております。ご承認の方は挙手をお願いいたします。

<賛成 6 名 反対 0 名>

全員挙手ということで、進めさせていただきたいと思っております。

では、次の議題に移ります。外出支援サービス実施に係る利用料徴収の協議について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：木村高齢者支援課長)

高齢者支援課長の木村です。よろしくお願いいたします。外出支援サービス実施にかかる費用の徴収について説明させていただきます。

まず、本協議にかかる経緯といたしまして、本市では外出困難な高齢者を対象に医療機関への送迎を実施しており、利用者から 1 回 230 円の利用料をいただいていることから、自家用有償旅客運送に協議会において協議をお願いする事項でありましたが、これまで協議を行った経緯はなく、今回の協議会で、改めて議題として上げさせていただいたものでございます。

サービスの概要といたしましては、外出の困難な高齢者の自立した生活と向上移動の負担を軽減するとともに、安定した通院等の確保を目的として、自宅から医療機関の入口までの移動及び乗降時の介助を行うものでございます。

送迎サービスの提供に当たり、道路運送法第 78 条第 2 号に定める福祉有償運送の事業者登録を受けた事業者に業務を委託しております。

利用の条件といたしましては、介護保険認定等を受け、単独でタクシーその他公共交通機関の利用が困難な 65 歳以上の、市民税非課税の高齢者のみ世帯の方を対象としており、利用の決定に当たりましては、申請を受けた後、職員が自宅へ

訪問し、自宅での日常生活の状況、本人の身体の状況、現在の通院方法を把握し、利用の可否を決定しております。

利用制限につきましては、片道を1回とし月4回まで。1回の利用に230円の利用料、委託事業者とは、1回あたり2,300円（消費税抜き）で、単価契約を締結しています。

以上が外出支援サービスの概要でございます。利用者から1回230円の利用料をいただいております。旅客運送に該当することから委員のみなさまに協議をよろしくお願いいたします。

（議長：福森会長）

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問を頂きたいと思っております。

（議長：福森会長）

よろしいでしょうか。

それでは外出支援サービス実施に係る利用料徴収についての協議（審議）に移りますが、承認するかどうかお諮りする前に、意見交換をしておきたいと思っております。

特に、問題点や意見など、何かございますか。

<意見交換・調整>

（議長：福森会長）

他になければ、採決を行います。承認の方は、挙手願います。

<賛成6名 反対0名>

（議長：福森会長）

全員挙手のため、運営協議会として承認することで決定します。

次の議題に移ります。福祉有償運送事業者の更新登録の協議について、事務局から説明をお願いします。

（中川社会福祉課健康福祉政策室長）

本日、更新登録については、5事業者が対象となります。関東運輸局千葉運輸支局へ更新登録をするに当たりまして、この運営協議会の合意が必要となります。

なお、各事業者の申請概要については事前に委員の皆様へ配布しました会議資料の21ページから事業者ごとにまとめておりますが、本日お配りした差し替え資料がありますので、まず、差し替え部分についてご説明させていただきます。

<差し替え部分の説明>

これから、各事業者の申請内容について協議をお願いしたいと考えております。協議内容としては、各事業者の福祉有償運送の運送対価、利用者の安全と利便の確保等について、福祉有償運送のサービス向上と輸送の安全確保の観点から御議論いただきたいと思います。

各事業者の更新登録に必要な書類の提出や必要な要件などが満たされていることは事務局においても確認しており、結果をチェックリストに掲載しております。こちらは先ほどご説明したとおり、差し替え資料として全事業者、本日改めてお配りしておりますのでそちらをご覧ください。

協議の方法ですが、まず各事業者からの申請内容等の説明の後、委員各位からご質問・意見をいただきたいと思います。質疑等が終わりましたら、説明者の方には退席いただき、更新登録について各委員の皆様へ議論頂いた後、ご判断いただきたいと思います。協議時間は、10分程度を目安としてご議論いただけたらと思います。

それでは、申請事業者に申請内容等について説明していただきますので、その時にご質問等がございましたらお願いします。

(議長：福森会長)

それでは、更新登録申請事業者のヒアリングを実施します。

千葉県高齢者生活協同組合 花いちりん流山さんから説明をお願いします。

<花いちりん流山入出>

<千葉県高齢者生活協同組合花いちりん流山による説明>

(議長：福森会長)

ありがとうございます。

只今、更新登録申請について、説明がありました。花いちりん流山さんは、今回運送しようとする旅客の範囲に「八の知的障害者」を追加する申請をされておりますので、こちらについても判断する必要があります。

委員の皆さんから、申請内容全般についてご意見・ご質問をいただきたいと思います。

(鈴木委員)

運行管理体制ですが、一番下の苦情処理体制です。タクシー会社からの意見で言いますと、苦情くるときは大抵責任者出せと言ってきます。大体が第一声責任者出せと。この場合の責任者は、まず運行管理者だと思います。花いちりんさんは運行管理者が二人いらっしゃいますが、そのうちのお一人が苦情処理担当になっていないことが少し引っかかりました。何か理由があるのでしょうか。

(花いちりん流山)

この苦情処理処理担当者というのは、運行管理責任者兼苦情処理責任者である私が不在、或いは病気になった際の代行として、利用者様からの苦情の聞き役となって苦情の受付そして責任者に確実に報告する役をお願いしている方です。

苦情処理対応や最終判断は私がやりますので、もう一人の運行管理責任者は苦情対応をしませんのでこの担当員ってというのは少し違うかなと感じます。

(議長：福森会長)

ご意見ありがとうございました。他にありますか。

(武藤委員)

アルコール検知器は、手に入りましたか。10月から使うようになっていますが。何器ですか。

(花いちりん流山)

9人分で1人1個あるのですが、流山市さんの方から6台を助成対象にしていただけで、助成金をいただきました。それから、3台は私どもの財源を確保して、令和3年度の内に、確保しました。おそらく、10月1日から、法改正と知っておりましたので、品不足になるのではないかという予測をたてていました。そこで、早めに手を打たなければいけないと、前年度中に確保しました。

(武藤委員)

10月からは、検知器を使っているのですね。ありがとうございました。

(議長：福森会長)

他の方からは、ご質問よろしいでしょうか。

(鈴木委員)

迎車回送料金500円ですが、これ自体悪いとは思ってないのですが、他の福祉有償運送の事業所はとってないので、迎車回送料金をいただくケースがどのくら

いの割合であるのでしょうか。あと。夜 6 時以降の 25% 増ですが、なぜ 25% 増になっているのか教えていただければと思います。

(花いちりん流山)

1 点目の委員の紹介で、迎車料金これ月 50 名程度、迎車を利用しておまして、月 1 人当たり 500 円ですから、月 2 万 5000 円ということで、年間 30 万円程度収入あります。それから、2 点目ですが、25% の積算ですか。これはですね、夜 18 時以降、夜 10 時までね。これは労働基準法上、夜間加算ということで、25% をつけなければならない法律上規定がございます。それで、夜十時以降から、朝 5 時までに利用した人はどうなりますか。これにつきましては、ほとんど私どもの方は、いないのですが。ただ、やはり、夜十時から朝 5 時というのは、夜間加算じゃなくて、深夜加算になりますから、これは労基法上 50% をつけなければなりません。25 でなくても 50% 加算。そういう面で、18 時から、夜 20 時、或いは早朝加算として、朝の 8 時前に迎えにあがる。これは、もう 20% ということで、積算根拠としては、労基法上の率を提供している、以上でございます。

(鈴木委員)

すいません。ただその、労基法に伴う、社員に払う給料が割り増しになってしまふから、対価の方に上乘せするということですね。

(花いちりん)

そうです。もちろん利用者の方から運送料金 2 キロですと 600 円ですが、その、もう 25% 増しの 150 円。ですから、2 キロで、600 円の 150 円増しをいただき、25% の部分は全額ドライバーさんにそのまま渡しております。

(鈴木委員)

そうしますと、例えば 1~2 キロの方は、この時間体に利用する時には、750 円になるという理解でよろしいでしょうか。

(花いちりん流山)

はい。ですから早朝で、2 キロで、早朝で 8 時前にきてくださいということは、或いは、6 時以降に利用する。もちろん、9 時から夜 6 時までは、600 円です。

(鈴木委員)

なおかつ、迎車があった場合、さらに 500 円加算ですね。タクシー料金との比較で、タクシーの半分程度という定義があるので、これを照らし合わせますと、

今、5キロ以上は大体タクシーの半分位になるとと思いますが、近距離の方が、少し高いのかなという気もしないではないのです。いろいろあると思いますが、プラスアルファのところで、どんどんアップしているような印象も、受けたくないですが、その辺は、直そうというお考えはありますか。

(花いちりん)

私どもは、利用者さんが病院へ行くときに、ご承知の通り、大体、診察から検査をして、2時間ぐらいかかりました。その時に、病院の駐車場で待っていらっしゃるか。

そうすると、待っていますか、或いは一旦車を事務所に戻り、また迎えに参りましょうか。利用者に聞きます。そうすると、待ってるってということになると、30分450円。それと30分で450円ですから、合計900円になってしまいます。ところが、迎車です。診察終わったら、お迎えしてくださいとなったら、500円です。そういうことを、換算すると、ほとんどの利用者の方は、一旦車は、事務所に帰っていただいて、終わったら、連絡します。ということで、そういう方がほとんどですね。そういう面で、耐久をしていくってということになると、お金的には相当大きいお金になりますから、2時間だと、簡単に言うと、1,800円ね。それでも私どもは、この事業についてはほとんどの方は、病院に、診察に行かれる方が、ほとんどですね。そういう日は、行ってすぐ戻ってくる高齢者もほとんどおりません。一旦帰って、いずれにしても利用者さんのご判断に、委ねて。

(鈴木委員)

この料金形態でも結構、利用者がいらっしゃるのですね。これ見ますと、輸送回数が年間5,561回で、まず、1台当たりの年間695回も、これ8台あるんですよ。

(花いちりん)

いや、11台。というので、令和3年度です。これ5,561回というのは。中川社会福祉課健康福祉政策室長からよろしいでしょうか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

よろしければ資料の31ページの主な福祉有償運送事業の主な実施状況をご覧ください。こちらの左側に福祉有償の実績と外出支援サービスの実績がありまして、真ん中の送迎の状況のところ送迎回数が記載されています。福祉有償としては、4,800回ちょっと、外出支援で680回ちょっと、運転手の人数が下にある92人となっております。これは令和3年度の実績という形でいた

だいている部分になります。鈴木委員おっしゃっていたのは、おそらく、最初の部分の記載になります。

今回の申請の 21 ページ。使用車両、下から 5 段目ぐらいのところ。車両台数、太くなっているところが、昨年度 3 年度末になっておりまして、上のところの 8 台が今回中期更新の申請の際に必要となったりということで、今回の申請は 8 台ですけれども、3 年度末時点ではもう 11 台です。なので、先ほどの令和 3 年度の実施回数に関しては、11 台という形でご認識いただくのがいいのかと事務局として捉えております。以上です。

(川野委員)

事業者申請概要の表題のすぐ下に「【】は令和元年度更新時の数値」とありますが、どちらが正しいのですか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

括弧書きのところ、令和元年度でこれは前回、3 年前に申請いただいた内容になっており、これが 11 台で、それが直近までは 11 台ですとまとめております。①の横になっている 8 台、うち、3 台、軽自動車となっております、これは現在の車両台数及び、来年度の更新に向けて、予定されている車両台数、現時点では、8 台で運行されているということです 11 台は、3 年前から、昨年度末までの 11 台で実施していたということになります。

(花いちりん)

そういうことで今担当さんの方からお話がありましたけれども、11 台で、5,500 回輸送回数ですけれども、運転手一人当たり 500 回前後の回数ということで年間ですね、実働日数に換算しますと、もう 1 ヶ月当たり大体、1 人のドライバーが 21 日平均で 21 日働いていますので、それは 12 ヶ月だと、だいたい稼働 1 年間の日数が、252 日ありますね。それで 252 日を、1 人当たりの輸送回数で、割り返すとドライバーは 1 日 2 回送迎するという計算です。これが多いというご意見もあるかと思えます。ただこの理由といたしましては、私どものドライバーにつきまして、利用者の方から大変ありがたいというお言葉を頂戴しております。また、こういう福祉有償運送事業をやっている事業者が少ないものですから、そんなようなことで、利用者の方から私共のほうにいろいろと予約があって増えているのかなというふうに捉えています。以上です。

(議長：福森会長)

他の委員の皆様から何か、ございますか。他になれば、更新登録申請事業者のこの千葉県高齢者生活協同組合 花いちりん流山さんについて、ということで、今回、その時は全部終わりました。更新登録申請事業者についての協議に移りますので、ここから申し訳ございませんが、花いちりん流山さん退出お願いいたします。ありがとうございました。

<花いちりん流山退出>

(議長：福森会長)

では更新登録申請について協議に移りたいと思います。承認するか諮る前に、意見交換をしておきたいと思います。旅客の範囲に知的障害者を加えることも含めて、申請内容について問題点やご意見ございますでしょうか。

(川野委員)

先ほど、夜 6 時から夜 10 時まで夜間割り増しで、25%増し、夜十時から朝 5 時まで、50%増しと仰ってましたが、私が労働基準法で把握しているのは、夜 10 時～朝 5 時までには 25%増しとあります。夜 6 時から夜 10 時まで 25%増しで、夜 10 時から朝 5 時まで 50%増しですと相当な金額なり、割増の部分が利用者の負担になると思います。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

確認にお時間ちょうだいするかと思いますので、このことについての採決保留とさせていただきます。次の事業者のご説明に移らせていただくのはいかがでしょうか。

(議長：福森会長)

時間の効率的な、利用ということで、そのようにさせていただければと思います。では次の方に進めさせていただきたいと思います。

次に、特定非営利活動法人市民助け合いネットさんの審査を行います。関係者である三木委員は、一旦退出をお願いします。代理の方は入室をお願いします。

<市民助け合いネット説明者入室>

<三木委員退室・代理人入室>

<市民助け合いネットによる更新登録申請に係る説明>

(議長：福森会長)

ありがとうございます。

只今、更新登録申請について、説明がありました。委員の皆さんから、ご意見・ご質問をいただきたいと思います。

(武藤委員)

運転手の人数が、995人になっているのですが、これは正しいのでしょうか。

(市民助け合いネット)

995人というのは、輸送した人員でして、995人の数え方ですが、今いるドライバー46人に対して、送りが一人、迎えが一人でカウントしたものです。そういう意味では、995人を46人で単純に割った場合は、月で割りますと、1人当たり、ひと月2回未満となります。

(鈴木委員)

わかりました。

(議長：福森会長)

他に、何かございますか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、

この後、委員間で更新登録申請事業者についての協議に移りますので、ここからは申し訳ございませんが、市民助け合いネットさんには退出をお願いします。

(市民助け合いネット)

追記でございますが、アルコールチェック義務づけが今後されるという形になっていますが、アルコールチェック器を運転手全員に渡し、事前にチェックする仕組みを考えています。いずれにしても、本来なら10月からというふうに伸びていますので、そういう運用期間を設けながら、一応準備としてはやり始めます。

(議長：福森会長)

では、更新申請についての協議、意見交換をしておきたいと思います。特に問題点や意見などございませんか。

(川野委員)

いただいたこちらの資料の黄色で塗りつぶしたところなのですが、運転開始前に飲酒チェックを事務所に連絡とありますが、ドライバーが情報解除した後にドライバーさんご自身で、飲酒チェックをされて、その結果を事務所に連絡されるということでしょうか。

(市民助け合いネット)

はい。一応事務所に、9時から4時まではスタッフが常駐していますので、こういう状態だったと報告しています。不在の時は、留守電機能で報告してもらってます。

(川野委員)

飲酒チェックの確認の仕方ですが、実際、業務開始する前に運行管理責任者の方が直接アルコールチェッカーを使って、ドライバーに飲酒の有無の確認。アルコールチェッカーと目視で確認していただく形になるのでこのやり方だとよろしくないかと思います。そこは、対応を変えていただきたいと思います。

(市民助け合いネット)

そこは、変えたいと思います。記録が残るような機器も考えています。

(川野委員)

記録もそうですが、まず確認の方法を変えていただく必要があります。

<市民助け合いネット説明者退出>

(議長：福森会長)

他の委員の方は、何かございませんでしょうか。他になれば、特定非営利法人市民助け合いネットの採決に移りたいと思います。承認の方は挙手をお願いいたします。

<賛成4名 反対2名>

(議長：福森会長)

挙手過半数のため、運営協議会として承認することで決定します。

更新登録申請についての協議が終了しましたので。先ほど、一旦保留にしていた労基のお話をよろしいでしょうか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

労基法の関係について、先ほど鈴木委員仰っていたとおり、6時から10時までの25%増しの残業代といいますか人件費に係る規定がございました。夜10時から翌朝5時の間の50%増しの割増の人件費については、おそらく事業者様としては、それを参照してその部分の人件費の増額部分を利用者からとるという趣旨ではないかと思います。

(鈴木委員)

夜間割り増しはあれですか。夜6時から10時まで夜間割り増しと言ったのですが。残業ですか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

残業ですね。残業部分も増額ですので。我々職員も残業をすると割り増しになりますので。その規定のことを仰っていたのだと思います。

(鈴木委員)

福祉有償運送の場合、ちょっと体系が違います。ここで夜6時以降残業だからというのは、はたして適切なのでしょうか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

根拠づけとして、一般的な正規職員の残業代の部分を転用しているのは、理由としておかしいということでしょうか。

(鈴木委員)

もし、福祉有償のドライバーさんが事務所に朝出勤して、ずっと待機というか、仕事していて、夜6時以降も仕事をしていて残業ならわかるのですが。多分家にいるのですよね。その部分も拘束時間に含まれるのか含まれないのか。たしか、花いちりんさんは利用者宅から送迎先までの往復時間を、往復時間ととらえているのでそうすると、労基の拘束時間と福祉有償運送の拘束時間の考え方が違うかなと思ったのですが。もう、拘束時間だけこちらを適用して、残業時間は別に適用するのは、何か違うんですけど。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

例えばですか。ちょっとこの場で自分の代弁することもできませんので、一旦これ以外の点に関して皆さん認めただけなのであれば、これちょっと宿題とさ

せていただいて、事業者様から文書等で考え方のご回答をちょっといただいてですね、皆様お集まりいただくのは難しいと思いますので、その書面回答とか、考え方を踏まえてですね、改めて、ご同意いただける内容なのか、お諮りする形ではいかがでしょうか。

(鈴木委員)

わかりました。いいです。

(川野委員)

50%入れるっていうのは、この資料に入っていないのですが、追加されるという意味ですか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

労基法上の記載の中で、50%という数字があったのですが、我々が調べた結果です。

(川野委員)

上乗せは、25%でしたよね。50%上乗せはしないということですか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

はい。50%の上乗せについてはおっしゃってませんでした。

(川野委員)

10時以降は、ほとんど利用者がいないのだけれども、残業代を払うという。そういう言い方をされていたような。

(橋本介護支援課長)

10時まで25%。この考え方が正しいかどうかは、別として、残業代として、2割5分増しというのが労基法上あるので、おそらく花いちりんさんは、そのほとんどが人件費だけ考えて、その分、上乗せした分を料金としていただきますと言われていたと思います。22時以降に関しては、本来なら、その考え方でいくと50%なんですけど、実際にはそういう利用者さんがほとんどいないので、22時以降も割増して50%は頂かない。ただ、時間外については、その方に、ドライバーさんにお支払いしているということだったと思います。

(鈴木委員)

先ほどの説明で、夜 6 時から夜 10 時が、夜間割増と言いました。25%夜間割増。夜 10 時から朝 5 時まで、深夜割増。残業とは言っていません。タクシーにもあります。タクシーの考え方は、夜 10 時から朝 5 時までから 25%割増です。それとは別に時間外労働で 25%割増があります。福祉有償運送は、ドライバーの法律なのか。一般社会の法律なのかわからない。これに書いてあるように、花いちりんさんは、1 回あたりの拘束時間の考え方で、利用者宅から送迎先までの往復時間を拘束時間ととられているので、その考え方でいくと、夜 6 時から 25%とるのは違うんじゃないかなというのが私の考えです。

(伊原委員)

それでは、今、鈴木委員のおっしゃっている内容が、先ほどの説明の中で、もはや疑義が解消されない状態になっております。先ほど、事務局の中川が申し上げていたのですが今一度、先ほどの説明がご指摘いただいている考えなのか、どちらなのか解明を何か書面でわかるようにしていただいて。今回は議決保留にした上で、ご提出していただき、説明の上で最終的に採決かどうか書面か何かでお諮りしたいと思います。なるべくあ集まり頂くのが一番いいかと思いますが、難しいと思いますので確認の上適切に提案していただければいいかと思います。いかがでしょうか。

(鈴木委員)

はい。

(伊原委員)

申し訳ないです。お願いいたします。

(議長：福森会長)

次に特定非営利活動法人思いやりのあるまちづくりの会ふれあいさんから説明をお願いします。

<思いやりのあるまちづくりの会ふれあい入室>

<思いやりのあるまちづくりの会ふれあいによる更新登録申請に係る説明>

(議長：福森会長)

ありがとうございます。

只今、更新登録申請について説明がありました。委員の皆さんから、

ご意見・ご質問をいただきたいと思います。

(奥野委員)

入会金が無料とか、1,000円とか、2,000円とかあると思いますが、入会金3000円は、高いと思うのですが、どうしてですか。

(ふれあい)

入会金の3000円は、今後、月に2・3回程度、使用すると、1回2回の利用者さんの方は取っていません。みんなから取ってはおりません。

(議長：福森会長)

よろしいですか。他にご意見・ご質問ございませんか。無いようでしたら、この後、委員間で更新登録申請事業者についての協議に移りますので、ここからは申し訳ございませんが、思いやりのあるまちづくりの会ふれあいさんは、退出をお願いします。

<思いやりのあるまちづくりの会ふれあい退出>

(議長：福森会長)

更新登録申請についての協議に移りますが、承認するかどうかお諮りする前に、意見交換をしておきたいと思います。

特に、問題点や意見など、何かございますか。他になければ、更新登録申請事業者の特定非営利活動法人思いやりのあるまちづくりの会ふれあいについて、採決を行います。承認の方は、挙手願います。

<賛成4名 反対2名>

(議長：福森会長)

挙手過半数のため、運営協議会として承認することで決定します。

次に特定非営利活動法人さわやか福祉の会 流山ユー・アイネットさんから説明をお願いします。

<流山ユー・アイネット入室>

<流山ユー・アイネットによる更新登録申請に係る説明>

(議長：福森会長)

ありがとうございます。

只今、更新登録申請について説明がありました。委員の皆さんから、ご意見・ご質問を頂きたいと思います。

(鈴木委員)

タクシー料金との比較で、タクシー料金の半分程度という原則がある中で、市内料金を一律 1,000 円という、設定の仕方は利用者にとって不公平感があるかと思えます。また、市外については、タクシーの半分どころか、全部タクシー料金上回っています。この辺りの料金設定は、どのようにお考えですか。

(流山ユー・アイネット)

料金 1,000 円利用者の方から了解もらっていますので。無理やり取っているわけではありません。やはり、遠くに行く方は、帰りがちょっときついか言われます。例えば、病院に着いたら、サポートしながら受付まで連れていきますし、病院が終わったと事務所に電話が来たらお迎えに行く。自宅に着いたら、玄関のドア開けて、中まで送り込む。そういうサービスになっていますので、高い、安いという気持ちもありますが、双方、合意の上で料金をいただいております。特に、買い物へされる方の送迎もやっていますけれども、スーパーへ手押し車で行かれるのですが、重くて持てないときはお手伝いしてあげないとなりません。ということで、利用者の方は納得してご利用いただいているのだと思います。

(鈴木委員)

そうしますと、運送の対価以外の料金をその他料金に、介添え料金同上とあるのですが、同上とはどこのことを指すのでしょうか。

(流山ユー・アイネット)

介添え料金は、待機料金と同じです。介添えとは、車椅子利用者。車椅子に乗ったままで運ぶ車があります。それを利用する場合は、ちゃんと介添えして車椅子搭乗者をロック・シートベルトする必要があります。それが 30 分あれば、500 円いただきます。ということで、介添え料金は、待機料金と同様に 30 分あたり 500 円いただきますよ。

(鈴木委員)

先ほどのお話の中であった、お手伝いしている部分とここの料金は別ということですか。

(流山ユー・アイネット)

車椅子の時だけ、介添え料金。普通の買い物なんかは、通常の流山ユー・アイネットのサービスで行ってます。

(鈴木委員)

サービスはらない方は、どうするのですか。こういったサービスはらないから、ただ送迎だけしてほしい場合は、どうするのですか。

(流山ユー・アイネット)

その場合も1,000円頂きます。先ほどのお手伝いは決まったサービスではありません。この人は、大変そうだから、持って行ってあげようかと。そういう話で、別に明文化されていません。介添え料金はあくまで、車椅子を使った場合のことです。

(鈴木委員)

タクシー業者として言わせて頂きます、タクシー料金の半分程度という目安がありますので、お互いOKだから問題ない、というのは違うと思います。

(流山ユー・アイネット)

前回もご指摘があったことだと思います。事業者としては、お客様の理解をもらってやっています。利用者の方が「高いからタクシーを使う」のは利用者の自由だと思います。

(鈴木委員)

タクシーを一人で利用できない方が利用するのが福祉有償運送なので、料金高かったらタクシー使ってくださいというのは話が違うと思います。

(流山ユー・アイネット)

違うにしても、それはお客様の判断だと思います。

(奥野委員)

私も時々東京の病院へ行くので、タクシー使うのですがタクシー料金と介護のこういう車を使うと同じ料金なんです。それで入会金も払って、会費も払ってだと、単発的には使えないと思います。

(流山ユー・アイネット)

隣接する地図に書いてありますけれども、その辺りは遠いと市外扱いになります。9キロだと市内扱いになっています。90～100%は、市内扱いで、市外は船橋の病院とか守谷等が時々ある程度です。

(議長：福森会長)

どうでしょう。他の皆様から確認されたいことやご意見ございますでしょうか。

(鈴木委員)

3年前の会議で、千葉運輸支局の首席企画専門官の方が出席されて、会議の席で利用者にとって不公平感があってはいけません。料金設定が、事業者側にとって、ボランティアの範疇なのか、ちょっと利益になっているのか、精査しなければいけませんという発言をしています。1キロでも10キロでも1000円というのが、利用者がどう思っているのか。納得しているのか。市外にあると急に高くなっちゃって、タクシーの半分程度というのは、どこかに行っちゃっている訳です。

(流山ユー・アイネット)

タクシー料金との比較がありますよね。1キロタクシー料金500円、流山ユー・アイネット2000円。市で作った、こういう数字が出てきます。これは、直していただきたい。こういうふうには出てこないのです。距離制ではないのです。タクシー料金は、距離制ですよね。こちらは、市内・市外で単純にこのような数字が出てきます。例えば、この添付されている地図。事務所から10キロ程度離れている市外扱いの名戸ヶ谷、東葛病院は6キロくらい。6キロくらいだと、タクシーは2300円くらい。うちは、市内1000円。そういう仕組みでは、ないのです。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

こちらの表は、我々事務局の方で一応各事業者様とお話をして作ったものですが、今のお話を自分の理解でお話いたしますと、おそらく1キロとか2キロとかの短距離で市外料金が適用される方はいないというご発言だったかと思いますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

(流山ユー・アイネット)

ユー・アイネットは基本的に距離制ではないので、このような表では適切に評価できない。こういう表で審査するのであれば、単純に距離制でやってください。複雑なことをやらないで、すべて距離制でやってくださいと指定いただくべきだと思います。数字だけを見られると、私共も困ります。

(議長：福森会長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、この後、委員間で更新登録申請事業者についての協議（審議）に移りますので、ここからは申し訳ございませんが、流山ユー・アイネットさんは、退出をお願いします。

<流山ユー・アイネット退出>

(議長：福森会長)

更新登録申請についての協議（審議）に移りますが、承認するかどうかお諮りする前に、意見交換をしておきたいと思います。特に、問題点や意見など、何かございますか。

(鈴木委員)

この協議会では、事業者の方をヒアリングしているわけです。ヒアリングしているわけですから、こっちが理解できる資料出してもらえないと。判断しようがないと思います。市の方で作る資料が違おうとしても、もう少しわかりやすい資料や説明を頂けないと、我々としても判断できません。

(伊原委員)

今のご指摘の主旨は十二分に理解してます。タクシー料金と比較して営利になっているのかなのか、判断できるよう、このように資料を提示しましたが、鈴木委員ご指摘の通り、判断できる材料なのか、見せ方として工夫の余地について、大いに反省すべき点があったと思います。

実態としては、タクシーに乗るのが難しい方の多くを受け止めて頂いていることについては、ゆるぎないものだとして全ての福祉有償運送を見ていて思っています。そのような中で、少し手が必要な方には、荷物を持ってあげないとならないこともある、待機時間も先ほどありましたが車椅子については料金をいただいておりますが、その他については送迎の対価の中で必死にご尽力いただいていると思います。どちらかを持つということではなくて、実態としてはそうなのだと思います。

ただ事務局として、最大に反省すべき点は、その場で見比べて比較ができて、議論がしやすい資料提示が出来なかったことについて、おおいに反省させてください。ただ、事業者もう1社残っていますが、事務局が大いに反省したうえで、次回までまだ時間ありますけれども、そこについては詰めてなるべくわかりやすく、お互いが納得いく形をとりたいということを誓います。

(議長：福森会長)

後日、資料を整理して提示していただけるとのことですので、そちらを各委員の皆様見ていただいて、ご判断・ご意見お願いいたします。よろしいでしょうか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

ユーアイネットは11月27日に登録有効期限となっております。できるだけこれに間に合うような形で採決をいただきたいと思いますので、後程ユーアイネットと皆様にご理解いただけるような書類をご用意させていただき、改めてお諮りしたいと思います。

(議長：福森会長)

流山ユー・アイネットの採決は、持ち越しということで、お願いいたします。

(議長：福森会長)

最後に、特定非営利活動法人まごころネットワークさん、入室をお願いします。

<特定非営利活動法人まごころネットワーク説明者入室>

<特定非営利活動法人まごころネットワークによる更新登録申請に係る説明>

(議長：福森会長)

ありがとうございます。

只今、更新登録申請について、説明がありました。委員の皆さんから、ご意見・ご質問をいただきたいと思います。

(鈴木委員)

他の事業所さんにも伺ったのですが、苦情を受ける時は、責任者を出せと言われます。責任者の方は大抵、運行管理者なのですが、苦情処理体制のどこにも、運行管理者の方の名前がないので、その辺は運行管理者の方、もしくは整備管理者を兼任しない理由をお聞かせください。

(まごころネットワーク)

ご指摘の点については、法人内でも協議しております。苦情処理はほとんどないのですが、担当になっている者は事務を統括している者でして、実際の運行管理にあっている現場の者が対応するよりも第三者的な目で客観的に公平中立な対応できるの方が望ましいのではないかと。運行管理者も苦情処理に携わらない

わけではないのですが。運行管理の者に責任がのしかかるよりも、役割分担して行うほうが良いと判断し、このような配置にしております。

(鈴木委員)

苦情が来ても対応できるということですね。

(まごころネットワーク)

はい。

(議長：福森会長)

他に、何かございますか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、この後、委員間で更新登録申請事業者についての協議に移りますので、ここからは申し訳ございませんが、まごころネットワークさんには、退出をお願いします。

<まごころネットワーク説明者退出>

(議長：福森会長)

更新登録申請についての協議に移りますが、承認するかどうかお諮りする前に、意見交換をしておきたいと思います。

特に、問題点や意見など、何かございますか。

(議長：福森会長)

他になければ、更新登録申請事業者の特定非営利活動法人まごころネットワークについて、採決を行います。承認の方は、挙手願います。

<賛成4名 反対2名>

(議長：福森会長)

挙手過半数のため、運営協議会として承認することで決定します。

では、議題の5「その他」について、事務局からお願いします。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

今回の更新登録申請についての協議ですが、本日5件審議いただきまして、「花いちりん流山」と「流山ユー・アイネット」の件が保留になっていましたので、事務局で資料を再作成しお諮りしたいと思います。残り3事業者は、本日承認いただきましたので運営協議会から「運営協議会において協議が調ったことを証する

書類」を、後日各申請事業者に交付します。

(議長：福森会長)

他に何かございますか。よろしいでしょうか。無いようでしたら、本日の議題は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

福森会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、慎重なご審議を頂きまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回流山市福祉有償運送運営協議会を終了させていただきます。誠に、ありがとうございました。